

**第25期小山市農業委員会
第18回総会議事録**

令和6年11月25日

1. 開催日時 令和6年11月25日（月）午後1時36分から午後2時29分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 19人

会長 19番 大塚 稔（議長）

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

4. 付議事件

| | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 非農地証明願について |
| 議案第5号 | 農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分） |
| 議案第7号 | 地域農業経営基盤強化促進計画の策定にかかる意見について |
| 議案第8号 | 令和7年度小山市標準農作業料金表（案）について |
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書について |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について |

5. 出席職員

農業委員会事務局

| | | | |
|------------|------|----|----|
| | 事務局長 | 高橋 | 信雄 |
| 農地調整係 | 係長 | 根本 | 護 |
| | 主査 | 金澤 | 卓哉 |
| | 主事 | 山中 | 啓 |
| 農地利用最適化推進係 | 係長 | 中村 | 俊也 |
| | 主査 | 田熊 | 友裕 |
| 農政対策係 | 係長 | 武藤 | 妙子 |

事務局 総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は19名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

事務局 ありがとうございます。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。

議 長 ただいまより、第18回小山市農業委員会総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思っております。

初めに、議事録署名人の選出を行いたいと思っております。いかように選出したらよろしいかお諮りします。

(議長一任との声あり)

議 長 それでは、8番寺田仁一委員、11番館野強志委員を議事録署名人に任命いたします。よろしく申し上げます。

なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の山中主事を指名いたします。

それでは議事に入ります。お手元の議案書をご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページ、別紙位置図1ページをご覧ください。

今回は、4件の申請がございました。

まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田1筆 面積 86㎡

権利取得後の経営面積は : 444a

農機具等の保有状況は : トラクター、田植え機等を所有しており

労働力は : 5人

申請地は、自宅から0.3kmのところに位置する農地です。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は：畑2筆 面積 1,397㎡
権利取得後の経営面積は：162a
農機具等の保有状況は：トラクター等を所有しており
労働力は：1人
申請地は、自宅から0.01kmのところに位置する農地です。
以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は：田1筆 面積 1,985㎡
権利取得後の経営面積は：617a
農機具等の保有状況は：トラクター等を所有しており
労働力は：2人
申請地は、受け人の実家から1kmのところに位置する農地です。
以上が3番でございます。

続きまして、番号4番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は：畑1筆 面積 1,629㎡
権利取得後の経営面積は：71a
農機具等の保有状況は：トラクター、耕運機等を所有しており
労働力は：1人
申請地は、主たる事務所から10kmのところに位置する農地です。
なお、受け人は令和2年より農地所有適格法人として市内に農地を所有し、適切耕作していることを確認しています。

以上、4件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

4番 番号1について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

受け人は以前より申請地を耕作していましたが、土地改良事業により申請地が無地番地であることが分かりました。そのため渡し人と相談し、農地を売買することになり、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

4番 番号2番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は高齢のため農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため、受け人と相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

7番 番号3番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による贈与に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため、現在貸借をしている受け人と相談したところ、農地を贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

11番 番号4番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため、受け人と相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長 「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。
議案書3ページ、別紙位置図3ページでございます。

今回は、1件の申請がございました。11月15日に調査委員会第2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、農家住宅敷地拡張でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積790㎡。

申請の理由ですが、申請人は平成16年頃から申請地に農業用倉庫を建築して利用してきました。調査したところ、農地法の許可を得ずに転用していることを気づきました。今度も生活するために必要であり、違反を是正するために始末書を添付しての追認の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、農振法、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は井戸、排水と雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・東は農地、西・南は宅地。保安距離を設け、周辺農地へ影響を出ないようにすることです。

以上が1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いします。

9番

番号1番について、補足説明いたします。

申請人は、平成16年頃に農業用倉庫を建築し、住宅敷地と一体利用をしておりました。息子の住宅を建てるために調査したところ、申請地が違反であることに気づき、是正するために今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われれます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、別紙位置図3から5ページでございます。

今回は、4件の申請がございました。11月15日に調査委員会第2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑2筆、面積386.6㎡。

使用貸借権設定を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は借家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家から近く、子育てや将来の両親の介護を考えると適地であり、申請に至ったとのこと。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

取水は井戸、排水は浄化槽処理後小山用水土地改良区の水路へ放流とのことで、同意書が添付されています。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・東は宅地、西・南は道路。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、田1筆、面積497㎡。

贈与を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は義父と義娘の関係であり、一人は借家、一人は実家に居住しております。申請地に隣接する受け人の実家は手狭であるため、自己用住宅の建築を計画しまし

た。老後の介護等を考えて実家近くの土地を探したところ、伯父が所有する申請地が適地であり、今回の申請に至ったとのこと。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、いずれも支障なし。

農振法は令和6年10月1日に除外公告済みで支障なし。

取水は井戸、排水は浄化槽処理後宅内浸透処理。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・西は農地、東は宅地・南は道路。農地との境には土留めを設けて被害を防除するとのこと。

資金計画につきましては、全体事業費4,600万円で、融資及び自己資金で賄うとのこと、融資証明書と残高証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積320㎡。

売買を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は夫婦で借家に居住しておりますが、手狭に感じたため、自己用住宅の建築を計画しました。市街化区域に近く、通勤に支障のない土地を探したところ、申請地が適地であり、申請に至ったとのこと。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は市下水道へ放流。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北は道路、東・西は畑、南は宅地。農地との境には植栽を設けて被害を防除するとのこと。

資金計画につきましては、全体事業費4,495万円で、融資で賄うとのこと、融資証明書が添付されております。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積438㎡。

使用貸借権設定を伴う転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は実家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家から近く、子育てや将来の両親の介護を考えると適地であり、申請に至ったとのこと。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えら

れますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は浄化槽処理後宅内浸透処理。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北は道路、東は宅地、南・西は宅地と農地。農地との境には30度以下の法面を設けて被害を防除することのことです。

資金計画につきましては、全体事業費2,743万円で、融資で賄うとのこと、融資証明書が添付されております。

以上が4番でございます。

以上4件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いします。

10番 番号1番について、補足説明いたします。

受け人は、借家に居住しておりますが、子ども成長に伴い手狭に感じたため、将来を見据えて自己用住宅の建築を計画しました。子育てや両親の老後の介護を考えて実家近くの土地を探したところ、父が所有する申請地が適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われれます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5番 番号2番について、補足説明いたします。

申請地に隣接する実家は手狭であるため、自己用住宅の建築を計画しました。老後の介護等を考えて実家近くの土地を探したところ、受け人の伯父が所有する申請地が適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われれます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1番 番号3番について、補足説明いたします。

受け人は、夫婦で借家に居住しておりますが、手狭に感じたため、将来を見据えて自己用住宅の建築を計画しました。通勤に適した土地を探したところ、市街化区域の近くで生活がしやすい申請地を見つけ、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われれます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

8番 番号4番について、補足説明いたします。

受け人は、実家に居住しておりますが、子ども成長に伴い手狭に感じたため、将来を見据えて自己用住宅の建築を計画しました。子育てや両親の老後の介護を考えて実家近くの土地を探したところ、父が所有する申請地が適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われれます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある

方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、別紙位置図5・6ページでございます。

今回は、3件の願出がございました。11月15日に調査委員会2班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積381㎡。

願出の理由ですが、願出地は平成16年以前から事業の駐車場として利用されてきました。自己所有地の調査をしたところ、農地であることが判明しました。今後も駐車場として使用したいと考え、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも20年以上駐車場として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

願出地は、畑2筆、面積248.31㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和43年以前から宅地の一部として利用されてきました。土地を処分するために調査したところ、農地の一部が宅地であることが判明しました。今後も宅地として使用したいと考え、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも56年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積2.94㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和45年頃から隣接工場の一部として利用されてきました。土地を処分するために調査したところ、敷地の一部が農地であることが判明しました。今後も非農地として使用したいと考え、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも54年以上雑種地として使用されてきたことを確認しております。

以上が3番でございます。

以上3件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局より説明がありました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

16番 　　番号1番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、平成16年以前から事業の駐車場として利用されてきました。自己所有地の調査をしたところ、農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと。

非農地で証明してやむを得ないものと思われ。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

9番 　　番号2番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和43年以前から隣接地に住む方の宅地の一部として利用されてきました。相続を受けた土地を調査したところ、農地であることが判明したため、分筆して今回の願出に及んだとのこと。

非農地で証明してやむを得ないものと思われ。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5番 　　番号3番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和45年から隣接工場の一部として利用されてきました。土地の処分をするために調査をしたところ、農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと。

非農地で証明してやむを得ないものと思われ。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第4号「非農地証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第4号「非農地証明願について」、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」、について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

議 長 「異議なし」と認め、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」、について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画の策定にかかる意見について」を審議いたしますが、この案件は、市農政課から意見聴取を求められている案件ですので、農政課職員の出席を求めます。

（農政課職員入室）

議 長 それでは、議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画の策定にかかる意見について」、事務局の説明を求めます。

事務局 （議案書の内容を読み上げる）

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

14番 議案第7号については、誰が誰に対して意見を求めているものなのでしょうか。

事務局 市長が農業委員会に対して意見を求めているものです。

議 長 他に質疑はありませんか。

（特になし）

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画の策定にかかる意見について」に係る、意見聴取を行った結果、農業委員会として原案に対して異議がない旨の意見を提出してよろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

議 長 「異議なし」と認め、議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画の策定にかかる意見について」について、原案のとおり可決いたします。農業委員会として小山市長に意見を提出いた

します。

農政課職員は退席してください。

(農政課職員退室)

議 長 次に、議案第8号「令和7年度小山市標準農作業料金表(案)について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第8号「令和7年度小山市標準農作業料金表(案)について」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第8号「令和7年度小山市標準農作業料金表(案)について」、原案のとおり可決いたします。

議 長 報告第1号から第3号について事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。
以上をもちまして、第18回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、山中主事が作成したものであり、その内容の正当なる事を証するため署名する。

令和 年 月 日

農業委員会長

議事録署名人

議事録署名人
